

国際日本文化研究センターにおける国立国会図書館デジタル化資料
送信サービスの利用に関する取扱要領

平成 25 (2013) 年 1 月 7 日 制 定
令和 6 (2024) 年 1 月 25 日 最終改正

(趣旨)

第 1 この要領は、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス（以下「送信サービス」という。）を利用するにあたり、国際日本文化研究センターにおける取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第 2 送信サービスによって送信を受けた資料を利用できるのは、国際日本文化研究センター情報管理施設図書利用規則（以下「利用規則」という。）第 2 条第 1 号及び第 2 号に定める者で、利用規則第 3 条第 1 項に定める図書総合利用証または図書閲覧利用証の交付を受けた者とする。

(複写)

第 3 送信サービスによって送信を受けた資料の複写は、利用者から申込みがあったものについてのみ、情報管理課職員が行なうこととする。

2 複写を行なうことができる資料は、国立国会図書館が複写可能と指定した資料のみとする。

(その他)

第 4 送信サービスの利用においては、国立国会図書館が定める「デジタル化資料送信サービス実施要領」を遵守する。

附 則

この要領は、平成 26 (2014) 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から施行する。